



大津市公報

令和2年10月14日
号外(第63号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
112 大津市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
農 業 委 員 会 規 則	
1 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則.....	2

規 則

大津市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和2年10月14日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第112号

大津市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市住居表示に関する条例施行規則(昭和39年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(届出等)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、建物等新築届(様式第1号)により行わなければならない。

2 条例第3条第2項の規定による申出は、住居番号(付定・変更・廃止)申出書(様式第2号)により行わなければならない。

(住居番号の付定等の通知)

第4条 条例第3条第4項の規定による通知は、住居番号(付定・変更・廃止)通知書(様式第3号)により行うものとする。

様式第1号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に改め、「」を削り、

建 物 等	所 在 (土地の地番)	大津市 番	を
	構 造	木造、鉄筋(骨)、その他 階建	
	用 途	住居、事務所、集合住宅 [戸 部屋番号] その他 [] 建替の場合、隣接地等、同番、別番の希望の事情等があればお書きください。	
	完 成	年 月 日	

建 物 等	所 在 (土地の地番)	大津市 番	に、
	構 造	木造、鉄筋(骨)、その他 階建	
	用 途	住居、事務所、集合住宅 [戸 部屋番号] その他 []	

	完 成	年 月 日
備 考	建替の場合にあっては隣接地等との同番、別番の希望の事情等を、 通知書の届出人以外への送付を希望する場合にあってはその送付先を 記入してください。	

「及び主要」を「、主要」に、「わかる平面図を、」を「分かる平面図、立面図（集合住宅の場合に限る。）及び土地の登記簿の写しその他地番が確認できる資料を」に改める。

様式第2号中「住居番号 付定・変更・廃止 申出書」を「住居番号（付定・変更・廃止）申出書」に、「大津市長 様」を「（宛先） 大津市長」に改め、「」を削り、「わかる平面図を、」を「分かる平面図を」に改める。

様式第3号中「住居番号 付定・変更・廃止 通知書」を「住居番号（付定・変更・廃止）通知書」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年10月20日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市住居表示に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

農 業 委 員 会 規 則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月14日

大津市農業委員会会長 橋 本 正 和

大津市農業委員会規則第1号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則（平成24年農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「農業委員会に置く」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、農業委員会事務局にコンプライアンス推進員を置く。

第4条を削る。

第5条中「前各条」を「前3条」に、「規則」を「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。